# 第１章　計画策定の基本的考え方

## 1.背景

熊本市は、九州の中央に位置する、清らかな地下水と豊かな自然に恵まれたまちであり、平成 24 年の政令指定都市移行を経て、九州の中核をなす拠点都市として今日まで発展を遂げてきた。

その発展のための大きな力となったのは、本市の事業者のほとんどを占める中小企業であり、その多くは従業員が少ない小規模な事業者や個人事業者である。こうした中小企業・小規模企業は、製品やサービスの提供などを通じ、地域経済の活性化や雇用の安定・確保に大きく貢献するなど、市民生活と本市経済の発展に大きく寄与している。特に、小規模企業は、地域の特色をいかした事業活動を行い、地域社会の一員として、地域におけるまちづくりの担い手としても重要な役割を担っている。

しかしながら、経済活動のグローバル化、人口減少・少子高齢化の急速な進展等により、社会環境が大きく変化するとともに、経営者の高齢化や後継者不足等、本市の中小企業・小規模企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。

また、本市においては、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震により商業や観光産業をはじめとする地域産業の多くが甚大な被害を受け、国からの支援等により経済活動の再生が図られているものの、未だ一部の中小企業・小規模企業等においては影響が残っている。

本市が今後ますます経済を発展させ、さらには熊本県全体の経済の発展を主導していくためには、自主的な努力を基本としつつ経営の向上に取り組む中小企業・小規模企業を社会全体で支援し、希望と活力を与えることにより、その健全な発展を促進し、中小企業・小規模企業の振興を図ることが不可欠である。

本市では、平成 24 年度に中小企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的に議員提案による熊本市中小企業振興基本条例を制定（平成 25 年 4 月 1 日施行）した。

その後、国において、平成 26 年度に小規模企業の振興について国及び地方公共団体の責務を明らかにした小規模企業振興基本法が制定され、また、地元経済団体等からは、小規模企業に焦点を当てた条例改正の要望がなされていた。

そのような中、本市においても平成 30 年度に改めて議員提案により、熊本市中小企業振興基本条例の一部改正がなされ、名称を熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成 31 年 4 月 1 日施行。以下「基本条例」という。）に改め、小規模企業の持続的発展を図るため、振興に関する基本理念の明確化、施策の基本方針などを新たに追加した。

同条例、第 4 条及び第 13 条に基づき、本市経済発展のため、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を計画的かつ効果的に実施するため、熊本市中小企業・小規模企業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

## 2.位置付け

本計画は、本市のまちづくりの基本指針を示した熊本市第７次総合計画（以下、「総合計画」という。）はもとより、 人口減少克服・地方創生という政策課題に対し重点的に取り組む対策をとりまとめた熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略と整合を図った上で、基本条例に基づき、中小企業・小規模企業の振興施策の方向性を示す計画である。

## 3.計画期間

計画期間は５年間とする。ただし、社会情勢等を勘案し必要に応じて見直しを行う。

## 4.中小企業・小規模企業の定義

本計画においては、以下のとおり定義する。

（１）中小企業　　中小企業基本法第２条第１項各号に規定するもの

（２）小規模企業　中小企業基本法第２条第５項に規定するものをいい、個人事業者を含む

| 中小企業基本法上の類型 | 中小企業 | | うち小規模企業 |
|---|---|---|---|
| | 資本金　または　従業員数 | | 従業員数 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 | 5人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| 製造業その他 | 3億円以下 | 300人以下 | 20人以下 |

以下、特に明記がない限り、中小企業・小規模企業をあわせて「中小企業等」という。

なお、本計画において、上記とは異なった便宜上の分類を行っているものについては、別途注釈で記載する。